

被災地域の住民が復旧・復興を担っていくための仕組みの整備を

2011.6.14 池田昌弘

1. 仮設住宅での見守りやつながり支援、また仮設住宅と周辺地域とのつながり支援、津波による直接の被災はなかったものの近隣を失い点在して地域で暮らす方々とこれまでの近隣者とのつながり支援、賃貸住宅や親族や知人宅などに暮らす方々と新旧地域とのつながり支援（県外に避難された方々の新旧地域とのつながり支援）は、孤立化や自殺防止の面からも、復旧や復興に向かって進んでいく力を蓄え、持続していくためにも、とても重要なことと思います。

そこで、再度「地域支え合いセンター構想（別添）」を提案します。

今回の震災では、たとえば、神奈川県川崎市宮前区野川地区では、ボランティアグループと介護事業所が協働で、一人暮らしなどの高齢者世帯や障がいのある人・小さな子どもの居る世帯の見守りをし、停電もあって緊急に介護施設で受け入れもされたそうです。支援の必要な住民とつねにつながりを持ち、住民と介護事業所や医療機関などが連携していることで、支え合うことができた地域の実践者からも、「地域支え合いセンター」の必要性の声があります。被災地以外でも、求められているものと考えられます。

2. 地域コミュニティを基盤とした団体や地域NPOなどが、子育て中の親子が安心して過ごせる場づくりや子どもの一時預かり（学童保育を含む）、障がい者の暮らしや働く、遊ぶことの支援、一人ひとりの高齢者が役割を発揮したり、安心して過ごせる居場所づくりなどを担っていくための、民間財源も含めた財政的な支援策も必要です。
3. 介護保険による専門的なサービスを整備する場合でも、被災地域の住民が主体となって運営できるよう、任意団体でも取り組むことができる基準該当サービスの積極的な実施を促進することが必要です。この場合、社会福祉法人など既存の介護保険事業所と協働したり共同で運営したりすることは、地域の福祉力や介護力を高めていくきっかけとなると考えられます。地域（市町村）で介護保険のお金が循環するよう、できるだけ被災地域に基盤をもつ団体や法人が、介護に参加することが望まれます。
4. 同時に、可能な限り自宅の近くで支援サービスを受けようとした場合、規模の小さな集落（小学校区や自治会・町内会などの規模。「重層的な圏域設定のイメージ（別添）」）では、子ども、障害者も、高齢者など、あらゆる支援サービスを整備することは困難であることから、相互利用を可能とする支援策が必要です。既に、介護保険法と障害者自立支援法ではその一部で、共生型をめざした富山型デイサービス特区の全国化により、制度化されている部分もありますが、就学前・就学中の子どもの支援も加えた制度の緩和（特区）が求められます。

これは、「地域包括ケアシステム」や「医療・福祉モデル地区」などの考え方とも十分合致するものと考えます。

まちづくりを志向した「地域支え合いセンター」構想

東北関東大震災・共同支援ネットワーク
地域支え合いセンター構想プロジェクト会議

1. 基本的考え方

1) ねらい

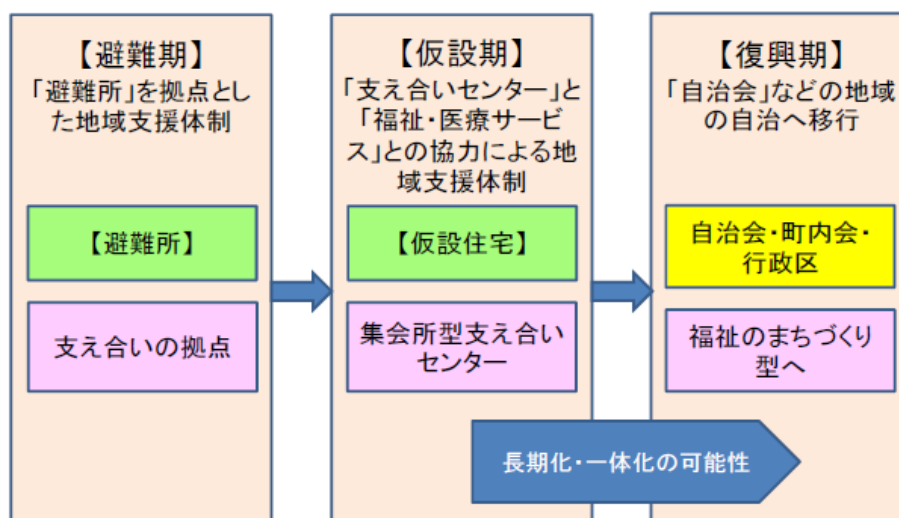
- 被災地において、被災者が避難所から仮設住宅へと生活が移行する中で、仮設住宅入居者や自宅で被災生活を送る住民の孤立を防ぐとともに、これからの生活復興、まちの復興に向けて、共に支え合い、学び合い、まちづくりに参加し、活動する場として「地域支え合いセンター」を仮設住宅地の集会所に整備する。
- 地域支え合いセンターにおける住民の支え合い、学び合い、まちづくりへの参加は、仮設から復興への移行期においてのみ機能することをねらいとするのではなく、復興後の福祉のまちづくりに継承、発展していくことをめざす。

2) 背景となる考え方

① 東日本大震災における避難期・仮設期長期化への対応

- ・被災地域が農山漁村であること、被害の規模が大きいこと、仮設住宅の立地が限定され、偏在していること、仮設での生活の長期化が予想されることなど、これまでの経験を参考にするだけではなく、今回の被害や被災地域の特徴を十分考慮に入れた「地域支え合いセンター」を整備し、運営する。
- ・復興が長期化することが予想されるため、長期的支援の視点をもち、復興期における福祉まちづくりを視野に入れた地域支え合いセンターの構想をもち、恒常的な支援を行う。

図：避難期から復興期への展開



② 避難所での支え合い活動を継続、発展させる

- ・避難所で取り組まれた、被災者同士の支え合い、連帯が、仮設住宅への移行後に継続、発展させる場や仕組みが求められている。

★避難所での支え合い事例（NPO 法人全国コミュニティサポートセンター）★

「ひなたぼっこ」（仙台市青葉区）での支え合い支援とその継続

被災に伴う一時避難場所、見守り・安否確認、配食、お米・おむつの宅配、買い物代行、お風呂ツアーのほか、沿岸部からの避難者支援など、80 人を支援する。平時においても、引き続き「支え合い」を支援している。

「石巻市桃生公民館桧崎分館」でのつながりづくり支援

隣接した桃生小学校体育館「避難所」を対象とした集いの場、洗濯機・仮設風呂の貸し出しを実施。これまでのつながりを支援し、仮設住宅等への移動に向けた新たなつながりの支援を実施している。



③ 阪神・淡路大震災など過去の震災経験を活かす

- ・仮設住宅入居者の孤立、仮設住宅地の孤立やコミュニティ崩壊を防ぐ。
- ・阪神・淡路大震災において仮設住宅地に設置・運営した「ふれあいセンター」の機能や経験を参考にする（巻末資料参照）。

3）地域支え合いセンターの機能

地域支えあいセンターは以下の4つの機能をもち、自由に集まれるたまり場、住民同士の見守り、相談活動、サロン、食事会などを入口として、孤立や生活不活発病防止活動と仕事づくり、さらにまちづくりを行うセンターである。

① 住民が自由に集まり、困りごとを表明することができる「たまり場」

生活の総合相談／巡回相談などによるニーズの掘り起こし

② 住民が役割を担うことによる相互の「支え合いの場」

住民がボランティアとして担う／センターの仕事として担う／制度利用の支援

③ 住民の暮らしの復興に向けて、「仕事・雇用を創り出す場」

働くこと、役割を担うことが、生きる意欲、まちの復興への意欲につながる

④ 住民が生活の復興、まちの復興に向けて学び合い、まちづくりに「参加する場」

- ・住民が学習活動に参加することが、住民自身の生きる意欲の喚起につながる
- ・生活の復興、まちの復興に向けての意向表出、合意形成、事業化
- ・復興期までの期限の限られた実践に終わらせない、恒常的な福祉のまちづくりの実践や仕組みに継承、発展させる。

表：センターにおいて解決できるニーズと支え合いプログラムの例

ニーズ	支え合いプログラム例
食事が作れない	配食
高齢者・子どもの孤食	会食・地域食堂
閉じこもり・寝たきり	食事会・アクティビティの提供
孤立	住民どうしの見守り・訪問
若者が何か活動したい・つながりたい	住民企画イベント・地域居酒屋
居場所がほしい	常設サロン・居てもいい場所をつくる
仕事したい	共同労働・ワーカーズコレクティブ
勉強したい・家での不満聞いてほしい	寺子屋

4）地域支え合いセンターと各種制度福祉による支援センターとの協働

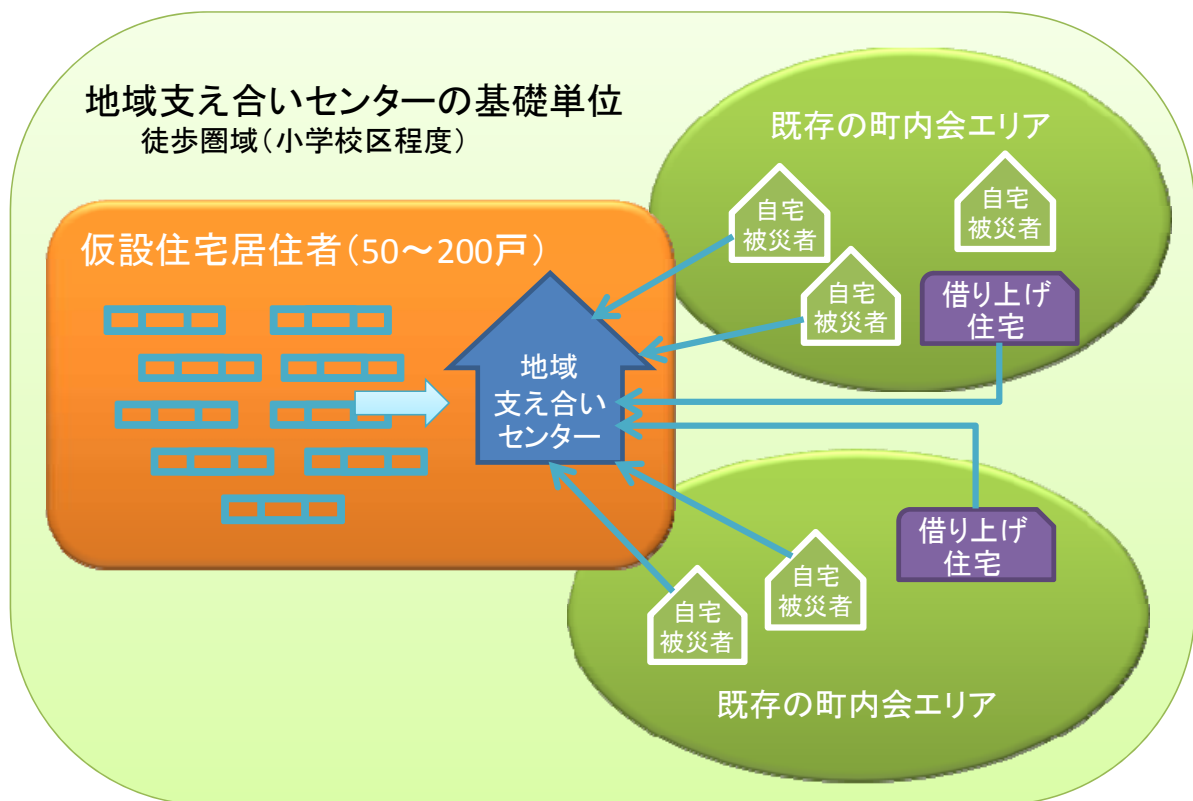
- 地域支え合いセンターは、住民による運営をベースとした支え合い活動を主な目的としているため、専門職による相談・支援については、地域の既存の専門機関（地域包括支援センター・子育て支援センター等）と連携することにより、問題解決を図る。
- 地域支え合いセンターは住民の身近な拠点として位置づくため、専門職や専門機関による医療や介護に関する巡回相談や巡回診療等の受け皿としての機能を果たす。

2. 地域支え合いセンターの配置イメージ（エリアの考え方）

1) 基礎単位の地域支え合いセンターの考え方

- 仮設住宅地に併設される集会所を拠点として地域支え合いセンターを整備するが、その対象とするエリアは、当該集会所のある仮設住宅地の住民だけではなく、その周辺の自宅で生活する被災者や周辺地域の自治会・町内会等の既存組織を含める。
- 仮設住宅居住者（50～200戸程度）とその周辺地域の住民（既存町内会等）を含むエリアを一つの地域支え合いセンターの基礎単位とする。
- 対象とするエリアは仮設住宅地周辺の住民や組織の参加を得る上では、徒歩圏域（半径500m程度＝小学校区程度）を目安とする。ただし、機械的にエリアを決めるのではなく、もともとの地域の人間関係を大切にし、既存の自治会、町内会等のエリアやつながりを基盤に、世帯数・徒歩圏域等の距離を勘案して、対象エリアを設定する。

図：基礎単位の地域支え合いセンター



2) 仮設住宅（地域支え合いセンター集会所）と周辺地域との関係

仮設住宅とその周辺の地域との関係は、地域により大きく異なるため、地域の実情に応じた関係の構築と地域支え合いセンター機能の設定を行う。

① 仮設住宅の周辺地域も被災している場合（基礎単位のイメージ）

地域支え合いセンター（集会所）は周辺地域も含んだ広く被災者を支援するための機能を有し、周辺地域の住民とともに、まちの復興・再建に取り組む

② 仮設住宅の周辺地域は比較的震災の被害が少ない場合

仮設住宅内の地域支え合いセンターと周辺地域の集会所の相互利用、住民の連携等も視野に入れて活動を行う。

③ 周辺の地域がなく仮設住宅地のみが立地している場合

地域支え合いセンター（集会所）は主に仮設住宅の住民が使用し、仮設住宅の住民を中心にしたまちづくりを志向する

④ 借り上げ住宅等で地域支え合いセンターが設置されない場合

仮設住宅が整備されず、既存の地域の中の借り上げ住宅や自宅等で被災者が生活する場合には、既存町内会の集会所・公民館等を拠点として、地域支え合いセンターの運営を行う。地域支え合いセンターの設置が難しい場合も、被災者が孤立せず支え合い活動に参加できるための支援を構築する。

3) 被災地域の実状に応じた「地域支え合いセンター」の対象圏域設定

① 仮設住宅地から遠く離れ、孤立した集落の自宅被災者への対応

- ・ 仮設住宅地とその周辺の自宅被災者を含む徒歩圏域のエリアではカバーできない、孤立した集落の自宅被災者が、被災地内には点在している。このような孤立した集落の自宅被災者も、「地域支え合いセンター」における、支え合い、学び合い、まちづくりなどに参加できるように十分配慮する。
- ・ 巡回での相談や、意向把握、まちづくりについての学び合いや会合に参加できるように移動の支援やきめ細かい情報提供などを工夫する。

② 集会所の整備されない仮設住宅地への対応

- ・ 20 世帯など小規模な仮設住宅地で集会所が整備されない場合には、最も最寄りに整備される、集会所のある仮設住宅地の対象エリアに含める。
- ・ 距離的に離れている場合には、周辺の既存の地域の集会所に「地域支え合いセンター」を設置することや、遠隔地の「地域支え合いセンター」の運営や活動に参加できるように、移動手段など配慮する。

③ 近接エリアに複数の集会所をもつ仮設住宅地がある場合の対応

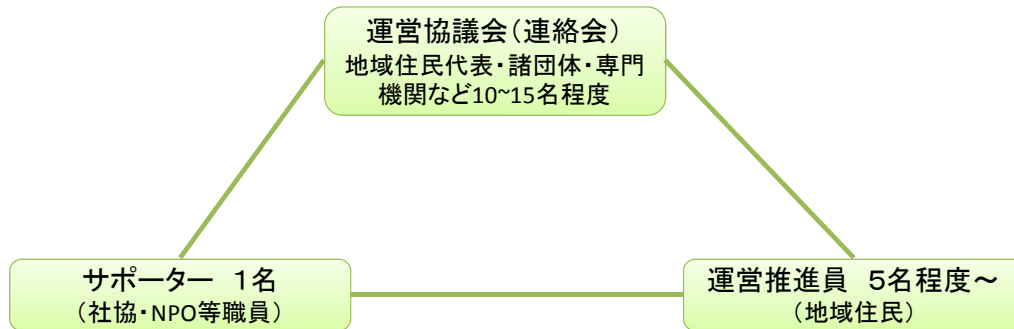
- ・ 仮設住宅の建設可能地の関係で、近接エリアに複数の集会所をもつ仮設住宅地が整備されている場合には、周辺地域住民の参加による運営を行う上で、複数の仮設住宅地のうちの1ヵ所を「地域支え合いセンター」の中心拠点、他をブランチとして位置づけ、一体的な運営を行う。

3. 地域支え合いセンターの運営

1) 地域支え合いセンターの設置主体・運営主体と方法・スタッフ

【設置主体】市町村

【運営主体】住民参加による「地域支え合いセンター運営協議会（連絡会）」



【運営形態とスタッフ】

① サポーターの配置

○センターの運営はNP0・社協等に公募で事務局を委託し、専任の「サポーター」を配置する。サポーターは、地域住民の思いを形にするための伴走者・寄り添い人として活動し、住民による主体的な運営を支援する役割を担う。

＜サポーターの主な役割＞

- センターの運営事務・運営協議会の事務局を担う
- 日常の窓口での相談・情報提供を通してニーズや課題の把握を行う
- 運営推進員や住民が自ら活動できるように主体の育成行う
- 支え合いプログラムの企画・実施の支援を行う
- 外部とのコーディネート（制度・行政・ボランティア等とのつなぎ）を行う

○サポーターには、地域でのまちづくり活動の実績・経験のある人材を配置することが望ましく、専門資格を有する人材に限定しない。

○なお、地域によってはNP0等に事務局を委託せず、地域住民による自主運営を行う場合も想定される。こうした場合は、市町村支え合い支援機構からの立ち上げ支援や、中核支え合いセンターからのサポートを受けて運営を行う。（5. 支援体制参照）

② 運営推進員の配置

○センターの運営にあたっては、住民で構成される「運営推進員」を配置し、サポーターと協働でセンターの運営にあたる。

○運営推進員は、住民（仮設住宅、地域住民・在宅被災者、地域の既存組織）の中からプログラムの企画、実践を担うことができる人材を発掘、養成する。

○運営推進員の配置方法は地域の実情に応じて次のさまざまな形態が想定される。配置方法は運営協議会において協議し決定する。

<運営推進員の配置例>

有給型：一定の報酬を受け取る運営推進員を数名選出する

ボランティア型：有志の住民がボランティアとして運営に係る

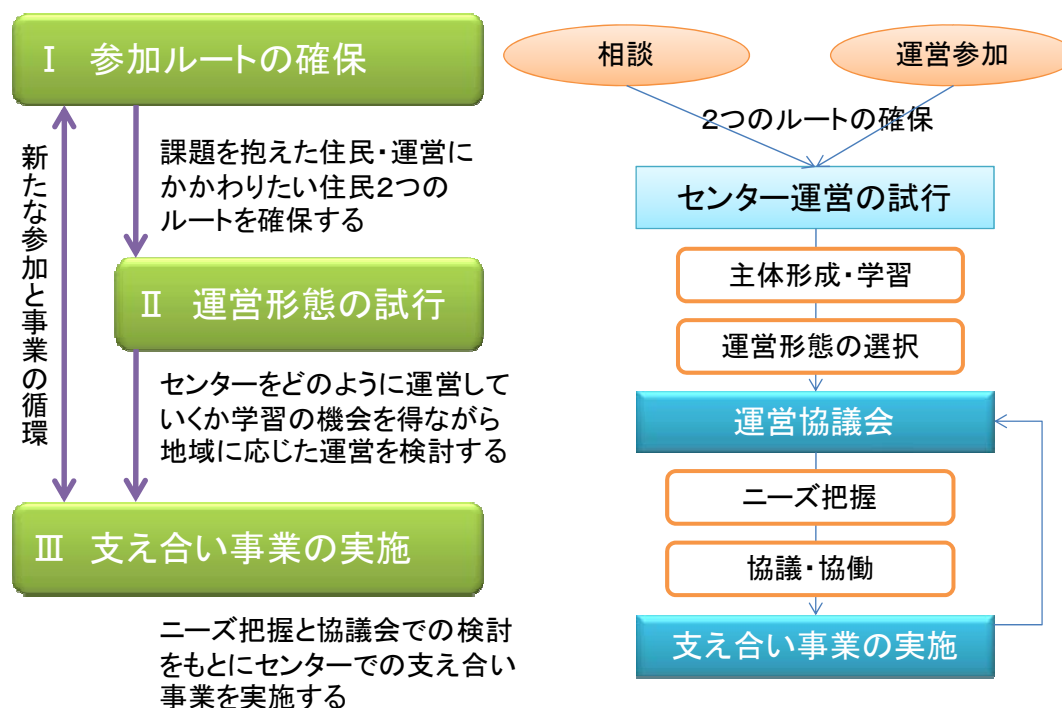
仕事おこし型：センターが実施するプログラムに係る業務を有償化し、
役割・仕事に応じた報酬を払う

2) 運営協議会（連絡会）の立ち上げとメンバー

① 運営協議会の立ち上げ

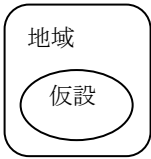
- ・運営協議会の立ち上げにおいては、地域の実情に合わせた運営の形態とするために、図のように「Ⅰ 参加ルートの確保」→「Ⅱ 運営形態の試行」→「Ⅲ 支え合い事業の実施」の段階を踏む。
- ・住民の参加は、課題を抱えた人の相談をきっかけとしたかかわりと運営への参加の2つのルートを確認することで多様な住民層の参加を得る。
- ・運営形態の試行段階では住民の学習機会を確保したうえでの主体形成と、地域に応じた運営の選択を行う。
- ・上記のプロセスを経て、ニーズ把握と協働の体制を構築したうえで、地域課題に応じた支え合い事業の実施を行い、事業実施を通して新たな参加を確保する循環を生み出す。

図：運営協議会立ち上げまでに必要な段階



② 運営協議会のメンバー

・想定される協議会のメンバーは仮設住宅と周辺地域との関係性によって異なる。

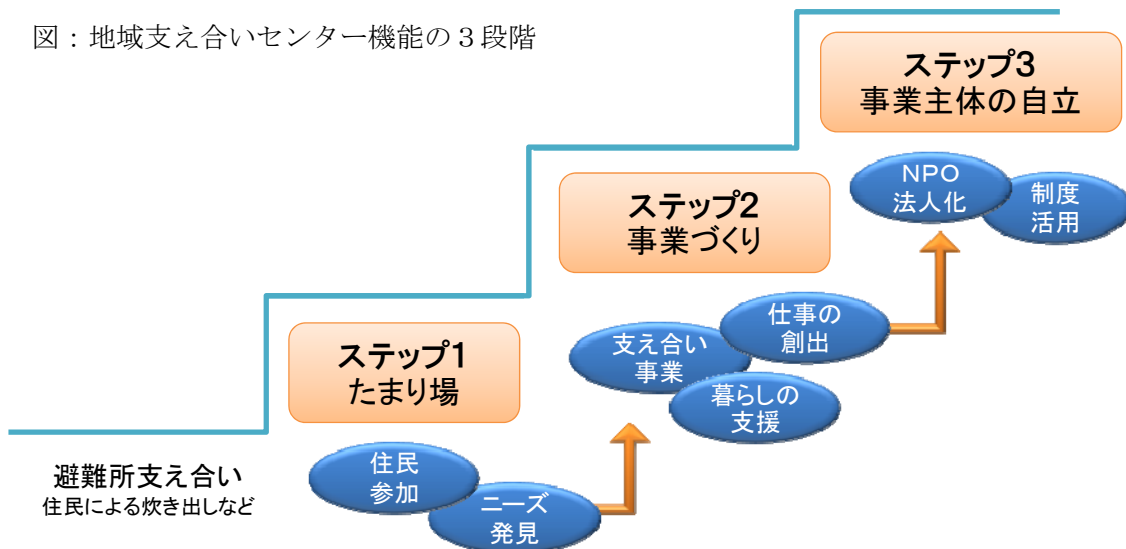
タイプ		想定されるメンバー
仮設＋周辺地域型 既存地域の中に仮設住宅が位置づく場合		仮設の住民代表、地域の既存組織（自治会・町内会・PTA・消防団・地区社協等）、仮設内外の障害当事者・課題を抱えた人、NPO・社協等専門機関 等
仮設完結型 大規模仮設で周辺地域がない場合		仮設住宅の住民代表、仮設に住む障害者・子育て中の親・高齢者等福祉課題を抱える人、仮設を支える NPO・社協・社会福祉法人等専門機関、ボランティア 等
借り上げ住宅型 既存地域の中の住宅を活用し生活している場合		借り上げ住宅等で既存の建物を活用した非難の場合、既存の集会所を活用した集い場づくりや助け合いの支援が求められる。既存の地域組織に避難住民が参加できる仕組みを構築する。

4. 地域支え合いセンターの機能の展開

1) 3段階の展開

- 必ずしも時間軸に沿って順に生起するわけではないが、地域支え合いセンターの機能の発展は、大きく次の三段階の展開として考えられる。
- 地域支え合いセンターにおける住民の「たまり場」は、多様なニーズの掘り起こしと、それらを解決する資源の発見・創出の場として機能する。
- ニーズに対応して住民が協働し、支え合い事業を実施する。資源のひとつとして既存制度に結びつけることもできるが、多様な生活ニーズに柔軟に対応するため、既存制度の枠を超えて住民がアイデアを出しあい、組織的に事業化していくことも可能である。
- 事業化によって地域に資源を確保し、運営協議会を住民自らが担っていくなかで、自治型の福祉のまちづくりへと向かい、事業主体として自立していく。

図：地域支え合いセンター機能の3段階



① たまり場機能の強化

- ・地域支え合いセンターに住民が集い語り合う場の中でニーズが表明される。さらに多様な意見が交わされる中で、異なる視野から真のニーズが再定義され、それに応じた方策や資源が見いだされていく。地域支え合いセンターはそうしたプロセスの「場」を提供するとともに、サポーターや運営推進員を中心にニーズを拾い上げる役割を担う。

◆たまり場機能に対応したプログラム例◆

- ・共生型常設サロン ・地域食堂 ・仮設住宅地内の会食の場
- ・共同キッチン・共同居間 ・広報誌の発行 ・住民企画イベントや祭の運営
- ・まちづくり勉強会 ・住民による生活自己調査 ・子ども会や「寺子屋」
- ・子どもの保護者・子育てグループの再組織 ・託児所運営
- ・適切な場合には被災住民も加わるピアサポート的な生活相談
- ・阪神・山古志などとの被災住民交流プログラム

等

② 仕事づくりと「支え合いプログラム」の事業化

- ・場から拾い上げられたニーズを解決するために、住民同士の支え合いプログラムを開発したり、専門職との連携を推進する。この支え合いプログラムが仕事づくりにつながる。
- ・現在一部避難所で行われている見守り・安否確認、配食、米・おむつの宅配、買い物代行、お風呂ツアーなどのサービスの一部は、住民組織によって事業化できる。制度を活用しながら、柔軟性を確保した生活支援型の仕事づくりに結びつける。
- ・とくに地域通貨は、住民の資源や能力を掘り起し、ニーズとマッチさせて地域の実情に合わせて柔軟な対応が可能な事業化の方法として注目すべきである。
- ・こうしたアイデアの示唆と実務サポートは市町村の支援機構や中核支え合いセンターの大きな役割である。

◆仕事づくり・支え合いプログラムの事業化の取り組み例◆

①住民の起業支援

掃除屋、惣菜屋、居酒屋、出版デザイン、旅行業、理髪店、家電家具修理、
自動車総合サービス、不動産業・賃貸住宅あっせん、鍼灸クリニック 等

②ワーカーズコレクティブの活用

まちかどカフェ、牛乳配達、住宅改修、公園・道路清掃、送迎・輸送サービス、
産地直送型の農産物市民流通業 等

③生活支援の事業化

まちかど市場、まちかどデイサービス、ホームヘルパー 等

③ 事業主体の自立

- ・支え合い事業の一部は、社会的企業として自立し、あるいは既存制度（介護保険法による居宅サービス事業等）を利用しながら、持続性をもつフォーマルな事業体となる。
- ・利益が地域に循環し、運営協議会も独立採算となることが、将来的な目標である。社会的企業を支えるメカニズムとして、以下のような仕組みが考えられる。

◇ NPO バンクの導入による起業資金支援

◇ まちづくり基金（貯蓄クラブ、出資組合型融資制度）による資金サポート

◇ 公的施設の指定管理による地域財源確保

2) 雇用と福祉のまちづくり

- 地域への帰属感を育て、かつ実際に地域に住み続けるには、地元の雇用創出が不可欠である。仕事づくり・暮らしづくりには、多彩なアイデアや他地域での経験を活用する。地域支え合いセンターをサポートする市町村および県の支援機構や中核支え合いセンターは、こうしたアイデアや経験を媒介する役割を担う。
- 他の被災地域への訪問や、被災地以外も含めた地域のまちづくりスタッフとの交流も考えられる。被災地内外で学びながら、福祉共済組合、まちづくり基金、事業体の NPO 法人化など、福祉のまちづくりへの仕組みづくりが必要となる。これらの多くは、複数の

地域支え合いセンターをつなぐ連携を必要とする。

○とくに住まいづくりは、被災地でのコミュニティビジネスとして有望なひとつである。

たとえば仮設住宅・復興住宅の建設を住民が選ぶ仕様にしながら住民組織に任せれば（住民コントラクト）、雇用・コミュニティ資源創出・スキルや連帯感の形成の上で、大きな効果がある。少なくとも地元雇用促進の観点を入れて住宅再建を進めるべきである。

○地域支え合いセンターで生まれる事業は、既存の制度の枠を越えた、新しい生活支援ニーズを住民自身が拾い上げていくものである。それを安定的な雇用の創出に結びつけることにより、恒常的な福祉のまちづくりへとつながる。

★まちづくりの事例（NPO 法人暮らしづくりネットワーク北芝）★

大阪府箕面市の北芝地区では、生活相談や住民ワークショップでの「つぶやき拾い」を通じてニーズを吸い上げ、さまざまな「福祉のまちづくり」の仕掛けを通じて、住民組織がサービスを事業化している。

たまり場として、子どもが運営する「キッズカフェ」、コミュニティレストラン NICO、まちかどデイサービス「よってんか」がある。また送迎サービス「萱野たくしー」や配食サービス「おふくろの味」のほか、「地域みまもり券」「子育ておうえん券」や地域通貨を利用する「がってんだ」（風呂の日ツアー）や「お助け隊」

（安否確認・買い物支援）等々がある。

2001 年「きたしばコミュニティファンド」を設けて、住民への相互貸付。「地域みまもり券」は現在「北芝共済制度」に発展的に解消されている。

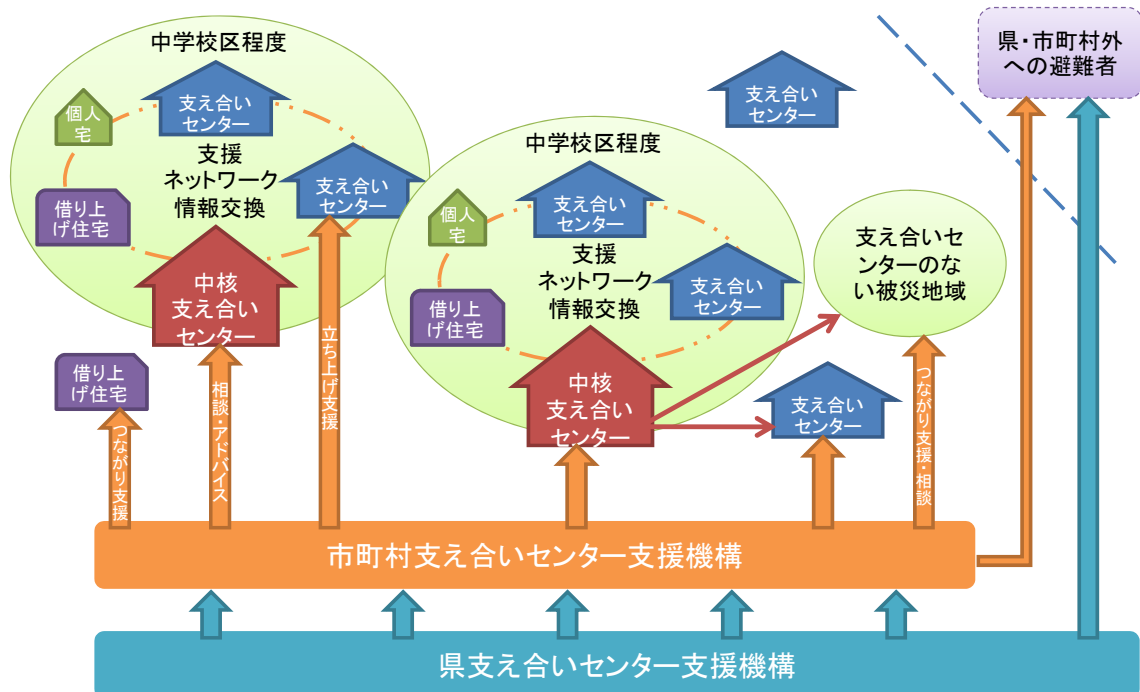


5. 地域支え合いセンターを支援する仕組み

1) 重層的な支援の仕組み

- 地域支え合いセンターを支援する体制として、「中核支え合いセンター」「市町村支え合いセンター支援機構」「県支え合いセンター支援機構」を構築する。
- 「市町村支え合いセンター支援機構」「県支え合いセンター支援機構」は、集会所が整備され地域支え合いセンターが立ち上がる際の支援を行うことが期待されることから、早期の立ち上げを行う。
- 「市町村支え合いセンター支援機構」は上記立ち上げ支援のほか、地域支え合いセンターのない被災地への支援、市町村外・県外避難者への支援、中核支え合いセンターの支援等を担う。
- 「県支え合いセンター支援機構」は「市町村支え合いセンター支援機構」の相談・アドバイスをを行うとともに、市町村外・県外避難者への支援を担う。また、サポーター育成のための研修事業に取り組む。
- 「中核支え合いセンター」は地域支え合いセンターの運営が軌道に乗るなかで、事務局委託を受ける NPO・社協等が他の地域運営型のセンター等を支援する形で、中学校区エリアを目安として支援や情報交換のネットワークを構築することを目指す。

図：地域支え合いセンターを支える重層的な支援体制



2) 市町村支え合いセンター支援機構

(1) 市町村支え合いセンター支援機構の概要

【設置主体】市町村

【設置目的・役割】

① 「地域支え合いセンター」「中核支え合いセンター」の立ち上げ・後方支援

- ・地域支え合いセンター立ち上げの際の支援、中核支援センターによるネットワーク化の後方支援を行う。地域支え合いセンターや中核支え合いセンターのサポーターの連絡会議等を開催し、相互の情報交流の機会を提供する。
- ・個別の地域支え合いセンターの運営に関する相談・助言、ニーズ・課題の集約、物資・支援の調整、情報提供、市町村行政との連絡・調整、県支え合いセンター支援機構との連絡・調整、地域の社会資源・福祉サービスとの調整を行う。
- ・自治会・町内会・行政区、民生委員・児童委員、保健師との協働により、避難所から仮設住宅に移る時、仮設住宅を出るときなどの人の把握・調整、元の集落ごとに集まる場づくり、情報提供などを行う。

② 支え合いセンターが設置されない仮設や借り上げ住宅生活者への支援

- ・センター未設置の被災地域や借り上げ住宅での生活者への情報提供、孤立防止、支え合い活動への参加支援を行う。

③ 市町村外・県外避難者への支援

- ・市町村外、県外に避難した被災者への連絡・情報提供のほか、避難先での孤立防止への働きかけ、地元地域支え合いセンターとの連携による地元住民との交流・地域の復興まちづくりへの参加の支援を行う。

④ 地域ケアシステムづくり（地域ケア連絡会）

- ・専門職と地域支え合いセンターの連携のための地域ケア連絡会の開催。連携のためのシステムの開発を行う。

【運営主体・配置スタッフ】

- ・市町村（直営地域包括支援センター）＝1か所（市町村社会福祉協議会に委託できる）
- ・地域支援（地域福祉）に実績のあるNPOや社会福祉法人、自治会・町内会・行政区や民生児童委員・福祉委員の代表による運営協議の場を設置する。
- ・支援機構のスタッフは、地域でのまちづくり活動の実績、経験のある人材とする。専門職資格を有する人材に限定する必要はない。

人員	人数	主に担当する機能
支え合いセンター運営アドバイザー（専門職）	人口規模に応じ1～3	①「支え合いセンター」の後方支援。情報提供、アドバイス。 ②「これまでのつながり支援ワーカー・支援サポーター」の後方支援。
連絡員（被災者から雇用）	適宜	①各支援センターとの連絡調整
これまでのつながり支援ワーカー（専門職）	人口規模に応じ1～3	①これまでのつながりを継続するための交流支援（住んでいた地域単位の昼食会・ミニデイ・サロン・各種イベント支援） ②コーディネート（ボランティアコーディネート／社会サービスコーディネート）
これまでのつながり支援サポーター（被災者から雇用）	適宜	①これまでのつながり支援ワーカーの補助・相談、情報提供、交流支援、コーディネートを補助。

14

(2) 中核支え合いセンターの概要

【設置主体】市町村

【設置目的・役割】

① 「地域支え合いセンター」のネットワーク化と運営支援

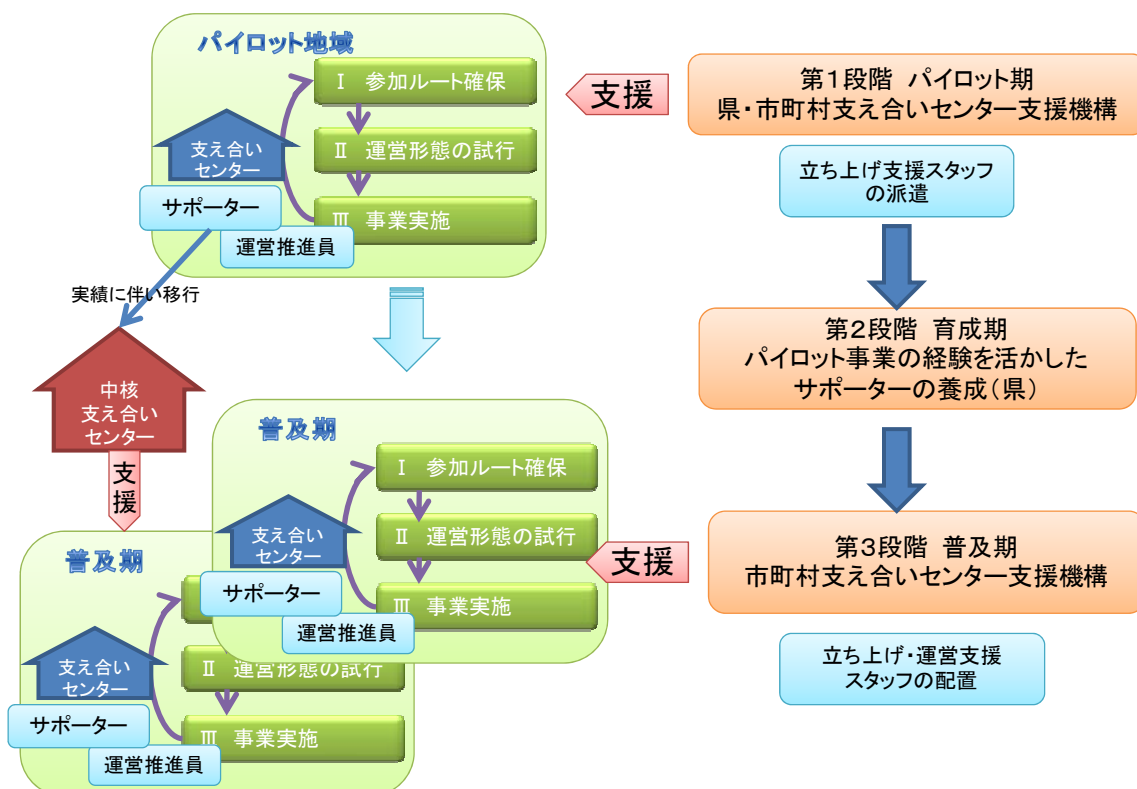
- ・数か所の基礎単位の地域支え合いセンターをネットワーク化し、情報交換を行う基盤を形成する（中学校区程度のエリアをカバーするイメージ）。
- ・個々の地域支え合いセンターでは解決することが困難な問題や課題について、アドバイスや支援を行う。

【運営主体・スタッフ】

- ・地域支え合いセンターの事務局委託を受けた NPO や社会福祉協議会・社会福祉法人等が運営を行う。
- ・地域支え合いセンターの運営が軌道にのり、地域との関係が一定程度構築された地域支え合いセンターが中核支え合いセンターとしてネットワーク化の役割を担う。中核支え合いセンターとして人員の増強を行う。
- ・市・町の被災地の広がりや住民規模によって、中間組織のカバーするエリアや基礎単位のセンター数のまとまりについては、柔軟に考える必要がある。

(3) 地域支え合いセンター運営と支援体制の形成プロセス モデル事業実施

- 「地域支え合いセンター」の運営をはじめるにあたっては、先行して整備が進められた仮設住宅地2～3か所をパイロット事業として位置づけて、市町村支え合い支援機構の支援のもと、「地域支え合いセンター」の運営をスタートさせる。



- パイロット事業においては、地域支え合いセンターの運営スタッフとして、外部のNPOに委託をし、仮設住民、地域住民、住民組織に働きかけて、運営協議会を設置し、プログラムを実践する。
- パイロット事業の運営が軌道に乗った段階で、住民の中から運営推進員の候補を選出し、住民運営のための人材育成をすすめる。併せて、本格的な地域支え合いセンターの立ち上げ、運営開始に向けて、サポーターの研修事業をパイロット事業の地域支え合いセンターの協力を得て実施する。

3) 県支援機構

【設置主体】都道府県

【設置目的・役割】

- ①「中核支え合いセンター」「市町村支え合いセンター支援機構」の後方支援
 - ・中核支え合いセンター・市町村支え合いセンター支援機構の運営に関する相談・助言、ニーズ、課題の集約、物資・支援の調整、情報提供、市町村行政・県行政との連絡調整、地域の社会資源・福祉サービスとの調整等を行う。
- ②市町村外・県外避難者への連絡・情報提供・つながり支援
 - ・市町村支え合いセンター支援機構と連携して孤立しがちな被災者への情報提供、避難先地域での孤立防止のための支援、地元地域とのつながりの継続のための支援を行う。
- ③人材育成、研修の企画・実施
 - ・サポーターおよび運営推進員の人材育成、研修の企画・実施、情報交換のための場の提供、専門アドバイザーの派遣、県内外への視察・研修等を行う。

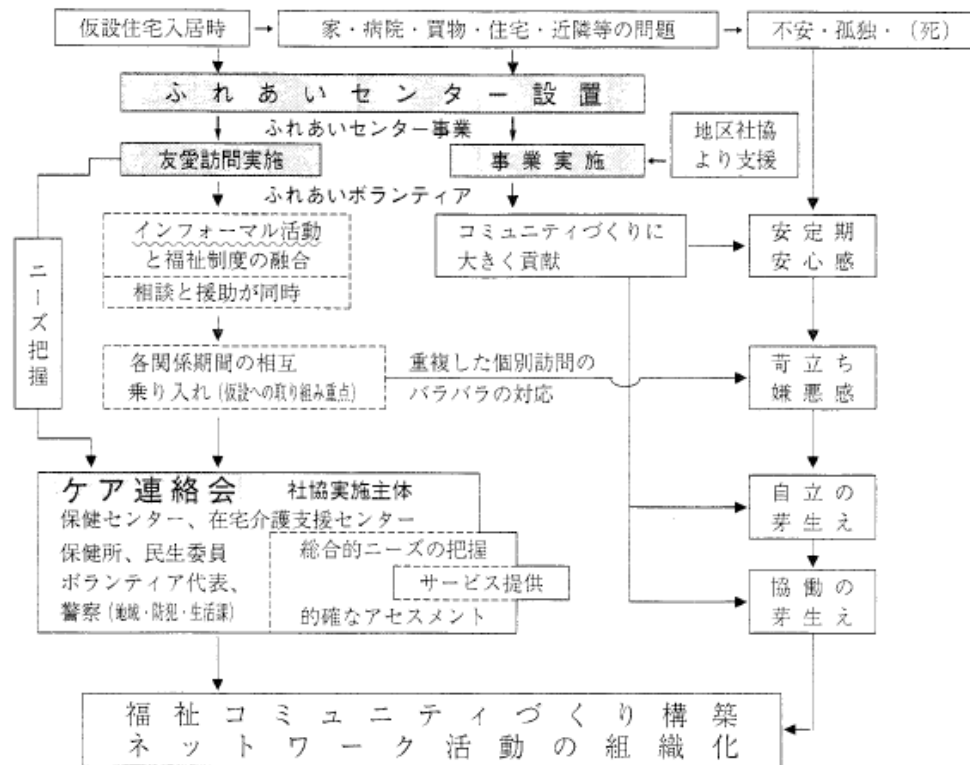
【運営主体・スタッフ】

- ・都道府県1か所（都道府県社会福祉協議会に委託できる）
- ・地域支援（地域福祉）に実績のあるNPOや社会福祉法人、自治会・町内会・行政区や民生児童委員・福祉委員の代表による運営協議の場を設置する。
- ・支援機構のスタッフは、地域でのまちづくり活動の実績、経験のある人材とする。専門職資格を有する人材に限定する必要はない。県外も含めて広く人材を確保する。

人員	人数	主に担当する機能
市町村支え合いセンター支援機構の運営アドバイザー(専門職)	人口規模に応じて適宜	市町村支え合いセンター支援機構の後方支援 「支え合いセンター」及び「市町村支援センター支援機構」の運営に関する相談・助言、ニーズ・課題の集約、物資・支援の調整、情報提供、市町村行政との連絡・調整、県支え合いセンター支援機構との連絡・調整、地域の社会資源・福祉サービスとの調整
連絡員 (被災者から雇用)	適宜	各市町村支え合い支援センター機構との連絡調整

(参考資料)

図：阪神・淡路大震災で取り組まれた「ふれあいセンター」の機能



重層的な圏域設定のイメージ

(ある自治体を参考に作成したものであり、地域により多様な設定がありうる)

